

# 株式取扱規程

ソニーグループ株式会社

# ソニーグループ株式会社株式取扱規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いについては、定款にもとづきこの規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによる。

② 前項のほか、当会社および当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約にもとづき開設された特別口座に関する取扱いについては、特別口座の口座管理機関である当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(特別口座の口座管理機関)

第3条 当会社の特別口座の口座管理機関は、次のとおりとする。

口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

## 第2章 株 主 名 簿

(株主名簿への記載または記録)

第4条 当会社は、機構からの総株主通知にもとづき株主名簿への記載または記録を行う。

② 当会社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知にもとづき株主名簿への記載または記録を変更する。

③ 前2項のほか、新株式の発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

### 第3章 請求または届出

(請求または届出の方法)

第6条 この規程による請求または届出(以下「請求等」という。)は、この規程に別段の定めのない限り、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(株主確認)

第7条 株主が請求等をする場合は、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を提出しなければならない。

- ② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構、または証券会社等を通じて行われた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しないものとするができる。
- ③ 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が記名押印した委任状その他代理権を証する書面を添付しなければならない。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
- ④ 代理人についても第1項および第2項を準用する。

(株主の氏名または名称および住所)

第8条 株主は、氏名または名称および住所を届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(外国居住株主の通知を受けるべき場所)

第9条 外国に居住する株主は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を届け出なければならない。変更または解除があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第10条 法人である株主は、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(共有株式の代表者)

第 11 条 株式または株式にかかる登録株式質権を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 12 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を届け出なければならない。変更または解除があった場合も同様とする。

(その他の請求等)

第 13 条 第 8 条から前条までに規定する請求等のほか、当会社に請求等をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、または証券会社等を通じて行うものとする。

- ② 証券会社等で受理または取り次ぐことができない請求等は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

#### 第 4 章 株主権の行使

(書面交付請求および異議申述)

第 14 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使の手続き)

第 15 条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第 154 条第 3 項に定める通知をいう。）の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

- ② 前項の少数株主権等の行使については、第 7 条第 1 項、第 3 項および第 4 項を適用するものとする。

#### 第 5 章 単元未満株式の買取請求

(買取請求の方法)

第 16 条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等

および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 17 条 買取請求があつたときの買取価格は、買取請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格（その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格）に買取請求株式数を乗じた額とする。

(買取代金の支払い)

第 18 条 買取請求があつたときの買取代金は、当会社が別途定めた場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に買取請求者に支払う。

② 前項の規定にかかわらず、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

(買取株式の移転)

第 19 条 買取請求を受けた单元未満株式は、前条に定める買取代金の支払手続きを完了した日に当会社の振替口座に振り替えられるものとする。

## 第 6 章 单元未満株式の買増請求

(買増請求の方法)

第 20 条 单元未満株式を有する株主が、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第 21 条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して 10 営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止するものとする。

- (1) 3 月 31 日
- (2) 6 月 30 日
- (3) 9 月 30 日
- (4) 12 月 31 日
- (5) その他の株主確定日

② 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができるものとする。

(買増請求の制限)

第 22 条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、その日におけるすべての買増請求の効力は生じないものと

する。

(買増価格の決定)

第 23 条 買増請求があつたときの買増価格は、買増請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格(その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格)に買増請求株式数を乗じた額とする。

(買増株式の移転)

第 24 条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求者の振替口座への振替申請が行われるものとする。

## 第 7 章 新株予約権原簿

(新株予約権原簿への記載または記録等)

第 25 条 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権にかかる質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

② 前項のほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

(新株予約権者の届出事項等)

第 26 条 当会社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第 8 条から第 13 条までの規定を準用する。ただし、前条第 2 項による別途の定めがない限り、届出は株主名簿管理人に対して行うものとする。

## 第 8 章 手数料

(手数料)

第 27 条 当会社の株式および新株予約権の取扱いに関する手数料は、無料とする。

## 第 9 章 雑 則

第 28 条 外国において発行された転換社債の転換権または新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により発行された単元未満株式について、かかる権利の行使のときになされた買取請求の手続きについては、この規程の定めにかかわらず当該転換社債または新株予約権の要項に定めるところによるものとする。

する。

付 則

第1条 この規程の変更は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によるものとする。

第2条 この規程は、2022年9月1日より施行する。